

明石市 営繕工事における週休2日制度実施要領（試行）

1 目的

本実施要領は、営繕工事（建築工事・建築設備工事）における週休2日制度の取組に必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日（土曜日・日曜日推奨）

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 対象工事

原則、本市が発注する公共建築工事積算基準により積算された新営営繕工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

<対象外工事>

- (1) 「明石市工事検査要綱」において工事成績の評定を省略することができる工事
- (2) 新営工事以外（執務並行改修等）の営繕工事
- (3) 社会的な要請等により早期の完成が必要と判断される工事（災害復旧・補助要件等）
- (4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事
- (5) その他、週休2日工事に適さないと発注者が判断する工事

4. 発注方式

発注者指定方式とする。

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

5. 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日対象工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ① 月単位の週休2日対象工事（4週8休以上） 1.04
- ② 通期の週休2日対象工事（4週8休以上） 1.02

※ただし、上記補正係数は、積算システムの対応状況と明石市の適用時期で異なる可能性があるので注意すること。

※その他、国土交通省から発出された「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」を参考とする。

(2) 積算及び変更方法

発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、明石市工事請負契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

6. 対象工事である旨等の明示

- (1) 対象工事である旨等の明示は、入札公告及び特記仕様書等への記載により行うものとする。
- (2) (1)の記載は、**別紙1**の記載例を参考に行うものとする。

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法など

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

- ・工事現場の現場閉所（現場休息）は受注者から提出のある工事履行報告書により確認する。（別紙2参照）
- ・土曜や日曜に現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。
- ・悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、土曜や日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- ・受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。（日給の作業員の月収が減少する問題があるため。）
- ・現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所日に現場事務所外で行う書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

(2) 週休2日対象工事の見える化

受注者は、週休2日対象工事であることを工事看板に明記し、公衆の見やすい場所に掲示すること。（A4サイズ程度：参考記載内容「この工事は週休2日制対象工事です。建設産業の労働条件を改善するため、原則、土曜・日曜の休工に取り組んでいます。」）

(3) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、各工程を圧迫することのないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4) 工事成績評定

週休2日の達成状況に関わらず、工事成績評定における加点、減点等の評価は行わない。

(5) 元請下請の取引の適正化

受注者は、週休2日対象工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者に不利益が生じることのないよう、調整・連携を行うものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

(1) 入札公告における記載例

本工事は、原則週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(2) 特記仕様書の記載例

第〇条

1. 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③ 「対象期間」とは、現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

④ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

なお、現場閉所日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所日に現場事務所外で行う書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

⑤ 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

⑥ 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 受注者は、現場着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。現場着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日対象工事である旨を工事看板等に明示する。

4. 現場閉所確認のため、受注者は、工事履行報告書を提出すること。

5. 月単位の4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数 1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を 1.02 に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
6. 月単位の週休2日の取り組みが大前提ではあるが、その達成状況に関わらず、工事成績評価における加点、減点等の評価は行わない。

工事履行報告書

(建築・建築設備)

工事名							
工期	～						
日付	(月分)						
月別	予定工程 % ()内は 工程変更後	実施工程 %	対象日数 (A)	休日数			現場 閉所率 (E)=D/A
				土日休日数 (予定休日数) (B)	平日休日数 (振替休日数) (C)	休日計 (D)=B+C	
計							
(記事欄)							

※1 対象日数は、対象期間〔工事着手（現場測量等）前、年末年始、夏季休暇、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の休日も含んだ日数。

土日休日数(予定休日数)は当初に受発注者間で定めた休日を原則として、実行した日数で、一部振り替えた日数を平日休日数(振替休日数)とする。

※2 月単位の週休2日の達成状況は、月別の現場閉所率(E)で28.5%以上を確認する。

※3 通期の週休2日の達成状況は、通期(計)の現場閉所率(E)で28.5%以上を確認する。

		主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

明石市 営繕工事における週休2日制度実施要領(試行) に関するQ&A

Q&A利用上の留意事項

Q&Aの記載内容は、予告なく変更・移転・削除する場合があります。

Q&Aの記載内容は、標準的な考え方を示していますので、入札公告や特記仕様書等で特別に記載されている内容が優先となります。

《対象工事》

Q 週休2日を指定せず発注された工事で週休2日を達成した場合、経費等の補正はありますか。

A 発注時に指定されていない工事については、週休2日を達成した場合でも経費等の補正は行いません。

《対象外工事》

Q 対象外工事とは、具体的にどのような工事ですか。

A 具体的には、以下の工事を想定しています。

- ・ 社会的な要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事
災害復旧等の緊急工事のように社会的要請により早期完成が必要な工事や、補助事業等のように事業期間が決められ、遅らせることができない工事。
- ・ 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事
地元調整や関係機関協議等により工事の作業時間や期間に制約があるため、休日にも作業を行い早期に完成させる必要がある工事。

《対象期間》

Q 工場製作期間(PC 部材、鉄骨、設備等)は対象期間に入りますか。

A 工場製作のみで現場作業を行わない期間は対象期間から除きます。ただし、工場製作と現場作業が並行して行われる期間の現場作業は対象となります。

《工期延期》

Q 週休2日の確保を理由に工期延長はできますか。

A 当初の工期は、4週8休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定しています。週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

《休日の作業》

Q 現場作業を終日休止した状態で、現場代理人等が地元や警察との協議のみを行った日は閉所扱いとなりますか。

A 現場で作業を行っていない状態であれば、閉所扱いとなります。

Q 現場閉所と認められる作業は、どのような作業ですか。

A 現場作業を終日休止した状態で、現場管理上必要な作業のみを行う場合は、現場閉所と認められます。具体的には、次の作業が該当します。

- ・ 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業(立入禁止措置等)
- ・ 現場内での災害発生時の対応作業(現場事務所での待機を含む。)
- ・ 強風による飛散対策等の第三者被害防止作業
- ・ 建設機械、ポンプ、発電機等の維持管理や保守点検作業
- ・ コンクリートの養生等、品質を確保するうえで必要な作業
- ・ 現場内の安全確認のための巡回パトロール
- ・ 交通誘導警備
- ・ 作業がない日の現場見学会
- ・ その他、監督員と協議を行い、「現場管理上必要な作業」と認められたもの

一方、次の作業は該当しません。(現場閉所とは認められない)

- ・測量や丁張出し
- ・工事写真の撮影
- ・出来形測定
- ・材料、架設資材等の搬入・搬出作業
- ・建設副産物、廃棄物等の搬出作業
- ・その他、監督員と協議を行い、「現場管理上必要な作業」と認められないもの

《祝日》

Q 祝日に休工した場合、週休日にカウントしてもよいですか。

A 週休2日の定義としては、対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態で、4週8休以上とは対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態ですので、土・日・祝日を問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。

ちなみに、「年末年始6日間」「夏季休暇3日間」は対象期間(作業日+現場閉所日)から除きます。

《評定》

Q 週休2日が未達成となった場合のペナルティはありますか。

A 未達成となった場合は、当初の設計金額において補正していた経費等は減額変更することとなります。一方、工事成績評定においては、休日取得率に対する項目はありません。

《半日作業》

Q 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われますか。また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われますか。

A 1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は扱いません。月曜日午後から火曜日午前の連続した現場閉所については、両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。

《急な変更》

Q 例えば、前日に施工可能と判断し朝8時に作業員等が現場に集合したが、天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を含む作業員等が解散した場合は、現場閉所として扱われますか。

A 降雨、降雪等による予定外の現場閉所については、現場閉所日数に含めることができます。なお、現場作業開始後に降雨、降雪となり作業を中止した場合は、作業を実施しているので現場閉所にはなりません。

現場閉所日の変更については、受発注者間で工程共有することで、その都度変更が可能です。

《夜間作業》

Q 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようになりますか。仮に、金曜日22時から土曜日6時まで施工し、次に日曜日22時から月曜日6時まで施工した場合、1日閉所として扱われますか。

A 金曜日22時から土曜日6時の施工は、一般的に金曜日(夜間)出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜日22時から月曜日6時についても同様に日曜日(夜間)出勤となります。その間に挟まれた土曜日については、現場閉所として扱うことは可能です。

《手続き》

Q 工程上、土曜・日曜(現場閉所予定日)に作業が必要な場合はどのようにすればよいですか。

A 土曜・日曜(現場閉所予定日)にやむを得ず現場作業を行う場合は、事前にその理由と振替日について監督員に連絡(電話やメールで可)してください。

Q 週休2日制度の対象工事で施工計画書に記載すべき内容は、どのような事項ですか

A 設計条件等を十分に確認したうえで、週休2日を達成するために工程管理上工夫する事項や、予測される懸念事項への対応方針等を記載してください。

Q 現場着手日(工事着手)、現場完了日(工事完了)は、誰が何を持って判断するのですか。

A 受発注者間で確認してください。確認のために、新たな書類を作成する必要はありませんが、工事履行報告書(別紙2)の記事欄に現場着手日(工事着手)及び現場完了日(工事完了)の日付を記入してください。